

FD シンポジウム
国大協保険に関する勉強会－教育研究の推進とリスクマネジメント－
石井 浩一（保健体育講座）

日時：2019年11月21日（木）

13：00－14：30

場所：共講 A-11

演者：藤井昌雄（国大協サービス・事業部長，
元東大職員，長年国大協保険の創設に関わる）

1. 本講演の骨子

藤井氏による講演の骨子は次のものであった。

- ①国立大学に関連する保険制度
- ②保険適用の要点と事例紹介
- ③教育研究の推進とリスクマネジメント

2. 国立大学に関連する保険制度

藤井氏は、まず国立大学に関連する保険制度と題して、以下の8つの項目について説明された。

- 1) 国立大学に関連する保険の分類
- 2) 国大協保険の構成
- 3) 損害の態様と国大協保険（賠償系保険）の適用
- 4) 学研災、付帯陪責、付帯学総、付帯海学
- 5) 大学生協学生総合共済と学生賠償責任保険
- 6) 教職員、大学の賠償責任と学研災
- 7) 学生の賠償責任と大学の賠償責任
- 8) 大学の責任と対応

筆者は特に、「大学の責任と対応」については、本学でもいつ起こるやもしれないこととして興味深く拝聴した。

3. 保険適用の要点と事例紹介

藤井氏は、実験・実習中の事故を挙げ、保険適用の要点を話された。筆者は保健体育講座の教員なので、これまで野外実習（スキー）

の授業を担当したことがあり、自分が受け持った班の学生がけがをしたこともあったので、身につまされたし、今後気をつけておかなければいけないと思った点を抜粋する。

3-1 実験・実習中の事故

保険適用の要点（その1）

◆正課として行われる実験、実習中に学生がケガをした場合には、国大協保険から直接の補償は行われませんが、学生教育研究災害傷害保険（学研災）に加入していれば、その補償を受けることができる。

◆大学・教職員に賠償責任が発生した場合、国大協保険・総合賠償責任保険により対応することができる。教職員個人の賠償責任が問われた場合には、追加被保険者特約に加入していれば同様に対応することができる。

3-2 実験・実習中の事故

保険適用の要点（その2）

フローチャートによって説明された。

3-3 実験中の事故に関する判例

3-4 実験・実習中の事故の事例①

実験・実習中の事故の事例②

4-1 野外実習・調査中の事故についても5つの事例を挙げて説明された。

続いて、受け入れた留学生の事故、学生の海外派遣中の事故、ハラスメント、いじめの事例について話された。

本講演の骨子③教育研究の推進とリスクマネジメントは、筆者が所属する愛媛大学に重ねて、拝聴した。その中で、特に筆者の印象に強く残ったのが、以下のテーマである。

“学問の自由、大学の自治とリスクマネジメント”

ント”

◆藤井氏は、松尾 稔氏（社団法人国立大学協会初代専務理事）の話引用された。

法人化のメリット：「教育、研究をはじめ、経営管理・リスク管理まで自らの意思決定で行うガバナンスが可能になったこと」（社団法人国立大学協会情報誌「JANU Quarterly Report」Vol.8(Oct.2007)4頁

⇒国大協が法人化に当たって主張してきた**自主・自律の真の実現**のためには、経営管理、リスク管理について**自ら責任を負う**ことが必要だということ。

次に藤井氏は、東京大学における学生の死亡事故についての報告書を引き合いに、リスクマネジメントを強調された。それを以下に抜粋する。

「東京大学における潜水作業中の死亡事故について 事故原因究明及び再発防止のための報告書」平成 18 年 3 月 30 日

○今回の事故を契機として、○○研究室においては長年にわたり潜水作業に関して**違法状態のもとで潜水作業が行われていた**ことも明らかになった。

○東京大学では平成 16 年 5 月に、「労働安全衛生法で定められた点検および届出が必要な作業および機器等について」の調査が実施されたが、**回答には記述されていなかった。**

○大学は研究・教育の成果を上げることがその主目的であり、**学問・研究の自由が叫ばれ、研究室の独立性が強く、トップダウンやライン管理になじみにくい組織**であった。研究者はこの道の第一人者であるため**安全管理面を個々の研究者の自主判断に任せていた結果、安全管理の面を甘く見てきた**点で各大学共通の**負の安全文化**があったことは否定で

きない。

○**排他的な研究室の壁を破るためには、なによりも各研究室のトップである教授・助教授の意識改革と徹底した遵法意識の涵養**が必要であり、各部局の**教授会での議論を通して啓発**すべきである。

最後になるが、藤井氏が引用した広田氏の言説をここに示したい。

「2014 年の法改正は、実は、法的な最終責任が学長にあることを明確にただけだ、と考えることだってできる。だから、「教授会の決定が学長を拘束するような内規は廃止せよ」というのが文科省の考え方だが、それにもかかわらず、学内のいろいろな意見が学長の判断に実質的に影響を与えるような仕組みや慣行や実践がなくなってしまうと、大学は知自体を目的とする場としての強みを失ってしまうことになるからである。ボトムアップの自治の側面が必要なのである。

怠惰な大学教員を野放しにしてきた教授会自治の時代は終わったかもしれないが、「知の共同体」としての大学の必要性は終わらない。あらためて、**新しい自治の可能性を考え、実践していかなければならない。**（広田照幸『大学論を組み替える 新たな議論のために』、2019、名古屋大学出版会、256 頁 V 学問の自由と大学の自律性 第 8 章 ポスト「教授会自治」の時代における大学自治を考える）

広田氏の言説のうち、特に「新しい自治の可能性」はとても重たく、一大学人として深く考えさせられるものである。今後も演習等で、学生の命を預かることも出てくる。リスクマネジメントは肝に銘じておかなければならない、と再認識した次第である。